

道路運送法施行規則及び旅客自動車運送事業等報告規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

一	道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）（抄）（第一条関係）	1
二	旅客自動車運送事業等報告規則（昭和二十九年運輸省令第二十一号）（抄）（第二条関係）	2

改正案	現行
<p>（法第七十八号第二号の者）</p> <p>第四十八号 法第七十八号第二号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 八（略）</p> <p>九 営利を目的としない法人格を有しない社団であつて、代表者の定めがあり、かつ、当該代表者が法第七十九号の四第一号から第三号までのいずれにも該当しない者であるもの</p> <p>（自家用有償旅客運送）</p> <p>第四十九号 法第七十八号第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は前条各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において行つて、当該地域の住民、その他の親族その他当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行つて行つて者であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその同伴者の運送（以下「公共交通空白地有償運送」という。）</p> <p>三 特定非営利活動法人等が乗車定員十一人未満の自動車を使用して行つて、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシ―（タクシ―業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第一項に規定するタクシ―をいう。）その他の公共交通機関を利用することが困難</p>	<p>（法第七十八号第二号の者）</p> <p>第四十八号 法第七十八号第二号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 八（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（自家用有償旅客運送）</p> <p>第四十九号 法第七十八号第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は前条各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域その他これに類する地域において行つて、当該地域の住民、その他の親族その他当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行つて行つて者であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその同伴者の運送（以下「過疎地有償運送」という。）</p> <p>三 特定非営利活動法人等が乗車定員十一人未満の自動車を使用して行つて、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシ―（タクシ―業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第一項に規定するタクシ―をいう。）その他の公共交通機関を利用することが困難</p>

な者（次項第三号において「身体障害者等」という。）であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）

イ〜ニ（略）

2 当該区域又は地域の交通が著しく不便であることその他交通手段の確保を図ることが必要な事情があることを当該区域又は地域を管轄する市町村長が認めた場合には、次の各号に掲げる運送を行う者は、それぞれ、当該各号に定める旅客の運送を行うことができる。

一 前項第一号に掲げる運送を行う者 当該区域への来訪者又は当該区域の滞在者

二 前項第二号に掲げる運送を行う者 当該地域への来訪者又は当該地域の滞在者のうち当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者でない者（同号の同伴者を除く。）

三 前項第三号に掲げる運送を行う者 身体障害者等のうち第五十一条の二十五の名簿に記載されていない者及びその付添人

（自家用有償旅客運送の種別）

第五十一条 法第七十九条の二第一項第二号の国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別は、次のとおりとする。

- 一（略）
- 二 公共交通空白地有償運送
- 三（略）

（申請書の記載事項）

第五十一条の二 法第七十九条の二第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 路線又は運送の区域（公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送にあつては、運送の区域）
- 二・三（略）

な者であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）

イ〜ニ（略）

（新設）

（自家用有償旅客運送の種別）

第五十一条 法第七十九条の二第一項第二号の国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別は、次のとおりとする。

- 一（略）
- 二 過疎地有償運送
- 三（略）

（申請書の記載事項）

第五十一条の二 法第七十九条の二第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 路線又は運送の区域（過疎地有償運送及び福祉有償運送にあつては、運送の区域）
- 二・三（略）

(申請書に添付する書類)

第五十一条の三 法第七十九条の二第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行おうとする者にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿(第四十八条第二号及び第九号に掲げる者にあつては、これらに準ずるもの)

二 四 (略)

五 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行おうとする者にあつては、第五十一条の七に規定する運営協議会において協議が調つていることを証する書類

六 十二 (略)

十三 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送にあつては、運送しようとする旅客の名簿

(法第七十九条の四第一項第五号の合意していないとき)

第五十一条の七 法第七十九条の四第一項第五号の合意していないときは、市町村運営有償運送にあつては法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る当該運送について地域公共交通会議又は協議会において、公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送にあつては同条の規定による登録の申請に係る当該運送について運営協議会(地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要な公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する協議会をいう。以下同じ。)において協議が調つていないときとする。

(運営協議会の構成員等)

第五十一条の八 運営協議会は、次に掲げる者により構成するものとする。

一 五 (略)

(申請書に添付する書類)

第五十一条の三 法第七十九条の二第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 過疎地有償運送及び福祉有償運送を行おうとする者にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿(第四十八条第二号に掲げる者にあつては、これらに準ずるもの)

二 四 (略)

五 過疎地有償運送及び福祉有償運送を行おうとする者にあつては、第五十一条の七に規定する運営協議会において協議が調つていることを証する書類

六 十二 (略)

十三 過疎地有償運送及び福祉有償運送にあつては、運送しようとする旅客の名簿

(法第七十九条の四第一項第五号の合意していないとき)

第五十一条の七 法第七十九条の四第一項第五号の合意していないときは、市町村運営有償運送にあつては法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る当該運送について地域公共交通会議又は協議会において、過疎地有償運送及び福祉有償運送にあつては同条の規定による登録の申請に係る当該運送について運営協議会(地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要な過疎地有償運送及び福祉有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する協議会をいう。以下同じ。)において協議が調つていないときとする。

(運営協議会の構成員等)

第五十一条の八 運営協議会は、次に掲げる者により構成するものとする。

一 五 (略)

六 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等

2 (略)

3 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事は、法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送について運営協議会において協議を行う場合には、当該申請者の意見を聴取するものとする。

(変更登録)
第五十一条の十一 (略)

2 前項の変更登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一・二 (略)

三 公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行う者が法第七十九条の二第一項第二号に掲げる事項を変更し、又は第五十一条の二第一号に掲げる運送の区域を増加する場合には、当該変更又は増加について、運営協議会において協議が調っていることを証する書類

四 登録証

3 (略)

(軽微な事項の変更の届出等)

第五十一条の十三 法第七十九条の七第三項の国土交通省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 自家用有償旅客運送の種類(公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送の双方を行う自家用有償旅客運送者が、公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送のいずれかを行わないこととする場合に限る。)

六 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に過疎地有償運送又は福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等

2 (略)

3 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事は、法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る過疎地有償運送又は福祉有償運送について運営協議会において協議を行う場合には、当該申請者の意見を聴取するものとする。

(変更登録)
第五十一条の十一 (略)

2 前項の変更登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一・二 (略)

三 過疎地有償運送又は福祉有償運送を行う者が法第七十九条の二第一項第二号に掲げる事項を変更し、又は第五十一条の二第一号に掲げる運送の区域を増加する場合には、当該変更又は増加について、運営協議会において協議が調っていることを証する書類

四 登録証

3 (略)

(軽微な事項の変更の届出等)

第五十一条の十三 法第七十九条の七第三項の国土交通省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 自家用有償旅客運送の種類(過疎地有償運送及び福祉有償運送の双方を行う自家用有償旅客運送者が、過疎地有償運送又は福祉有償運送のいずれかを行わないこととする場合に限る。)

三 六 (略)

三〇六 (略)

二〇四 (略)

(旅客から收受する対価の揭示等)

第五十一条の十四 (略)

2 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、旅客から收受する対価を、あらかじめ、旅客に対し書面の提示その他適切な方法により説明しなければならない。これを変更するときも同様とする。

(旅客から收受する対価の基準)

第五十一条の十五 法第七十九条の八第二項の旅客から收受する対価の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送に係る対価にあつては、当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、運営協議会において協議が調つていること。

(運転者台帳及び運転者証)

第五十一条の十九 (略)

2 (略)

3 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車に運転者を乗務させるときは、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該運転者の写真をはり付けた運転者証を作成し、これを旅客に見やすいように表示し、又は当該自家用有償旅客運送自動車内に掲示しなければならない。

一〇五 (略)

二〇四 (略)

(旅客から收受する対価の揭示等)

第五十一条の十四 (略)

2 過疎地有償運送及び福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、旅客から收受する対価を、あらかじめ、旅客に対し書面の提示その他適切な方法により説明しなければならない。これを変更するときも同様とする。

(旅客から收受する対価の基準)

第五十一条の十五 法第七十九条の八第二項の旅客から收受する対価の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 過疎地有償運送及び福祉有償運送に係る対価にあつては、当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、運営協議会において協議が調つていること。

(運転者台帳及び運転者証)

第五十一条の十九 (略)

2 (略)

3 過疎地有償運送及び福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車に運転者を乗務させるときは、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該運転者の写真をはり付けた運転者証を作成し、これを旅客に見やすいように表示し、又は当該自家用有償旅客運送自動車内に掲示しなければならない。

一〇五 (略)

(旅客の名簿)

第五十一条の二十五 公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行う
自家用有償旅客運送者は、その運送サービスの提供を受ける旅客につ
いて、次に掲げる事項を記載した名簿を作成し、これを事務所に備え
て置かなければならない。

一 四 (略)

(旅客の名簿)

第五十一条の二十五 過疎地有償運送又は福祉有償運送を行う自家用有
償旅客運送者は、その運送サービスの提供を受ける旅客について、次
に掲げる事項を記載した名簿を作成し、これを事務所に備えて置かな
ければならない。

一 四 (略)

改正案

現行

第2号様式(第51条の5関係)

自家用有償旅客運送者登録簿

登録番号										
登録年月日及び更新登録年月日										
名										
代表者の氏名										
住所										
運送の種類別	市町村運営有償運送		公共交通空白地送		福祉有償運送					
	名称	位置	名称	位置	名称	位置				
事務所の名称及び位置	名称	位置	名称	位置	名称	位置				
路線又は運送の区域										
運送する旅客の範囲										
備考										
運送の種類別	事務所	自家用有償旅客運送自動車の数		公共交通空白地送		福祉有償運送				
		乗台車 車いす (軽自動車)	乗用車 (軽自動車)	回廊型 オート車 (軽自動車)	セグン 等 (軽自動車)	バイク (軽自動車)	合計 (軽自動車)			
		()	()	()	()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()	()	()	()

第2号様式(第51条の5関係)

自家用有償旅客運送者登録簿

登録番号										
登録年月日及び更新登録年月日										
名										
代表者の氏名										
住所										
運送の種類別	市町村運営有償運送		過疎地有償運送		福祉有償運送					
	名称	位置	名称	位置	名称	位置				
事務所の名称及び位置	名称	位置	名称	位置	名称	位置				
路線又は運送の区域										
運送する旅客の範囲										
備考										
運送の種類別	事務所	自家用有償旅客運送自動車の数		公共交通空白地送		福祉有償運送				
		乗台車 車いす (軽自動車)	乗用車 (軽自動車)	回廊型 オート車 (軽自動車)	セグン 等 (軽自動車)	バイク (軽自動車)	合計 (軽自動車)			
		()	()	()	()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()	()	()	()

○旅客自動車運送事業等報告規則（昭和三十九年運輸省令第二十一号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第6号様式（第2条の2関係）（日本工業規格A914第5版）

第6号様式（第2条の2関係）（日本工業規格A914第5版）

種別 市町村 公安交通警察庁 届出地 届出地

種別 市町村 運輸地 届出地

自家用有償旅客運送輸送実績報告書（年度）

自家用有償旅客運送輸送実績報告書（年度）

宛て

宛て

住 所
運送者名
（代表者名（職名及び氏名））
電話番号

住 所
運送者名
（代表者名（職名及び氏名））
電話番号

概況（ 年3月31日現在）

概況（ 年3月31日現在）

指定都道府県等の区域内	全 国
自家用有償旅客運送自動車数	
乗合車 (両)	()
乗用車 (両)	()
軽自動車 (両)	()
トラック等 (両)	()
バス (両)	()
計 (両)	()
距離(キロメートル)又は運送の区域	()
運送する旅客の乗車回及び数	()

指定都道府県等の区域内	全 国
自家用有償旅客運送自動車数	
乗合車 (両)	()
乗用車 (両)	()
軽自動車 (両)	()
トラック等 (両)	()
バス (両)	()
計 (両)	()
距離(キロメートル)又は運送の区域	()
運送する旅客の乗車回及び数	()

輸送実績(前年4月1日から本年3月31日まで)

輸送実績(前年4月1日から本年3月31日まで)

管轄区域内又は指定都道府県等の区域内	全 国
走行キロ(キロメートル)	
輸送人員(人)又は乗送回数(回)	
運送収入(千円)	

管轄区域内又は指定都道府県等の区域内	全 国
走行キロ(キロメートル)	
輸送人員(人)又は乗送回数(回)	
運送収入(千円)	

事故件数(前年4月1日から本年3月31日まで)

事故件数(前年4月1日から本年3月31日まで)

管轄区域内又は指定都道府県等の区域内	全 国
交通事故件数	
重大事故件数	
死者数	
負傷者数	

管轄区域内又は指定都道府県等の区域内	全 国
交通事故件数	
重大事故件数	
死者数	
負傷者数	

備考

備考

- 種別の欄には、該当する事項を○で囲むこと。
- 管轄区域内又は指定都道府県等の区域内の欄については、運輸監視所長又は運輸支局の管轄区域ごと又は指定都道府県等の区域ごとに、当該運輸監視所長又は運輸支局の管轄区域又は当該指定都道府県等の区域及び事故発生場所について、事故を受けた運送の区域別又は当該指定都道府県等の区域別及び事故発生場所について、当該運送の区域別にある全ての事故所を記載している自家用自動車について記載すること。
- 全国の数については、管轄を受け全ての運送の区域における公共交通用自動車又は指定有償運送自動車について記載すること。
- 自家用有償旅客運送自動車数の欄の()には、軽自動車数を記載すること。
- 運送する旅客の乗車回及び数については、指定都道府県別に係る距離運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条第3号から5号までに掲げる区分ごとの人数を記載すること。
- 輸送人員又は乗送回数については、市町村運営有償運送を行う場合において輸送人員を、公共交通用自動車又は指定有償運送を行う場合においては運送回数を記載すること。
- 交通事故とは、道路交通法(昭和36年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいふ。
- 重大事故とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条の事故をいふ。

- 種別の欄には、該当する事項を○で囲むこと。
- 管轄区域内又は指定都道府県等の区域内の欄については、運輸監視所長又は運輸支局の管轄区域ごと又は指定都道府県等の区域ごとに、当該運輸監視所長又は運輸支局の管轄区域又は当該指定都道府県等の区域及び事故発生場所について、事故を受けた運送の区域別又は当該指定都道府県等の区域別及び事故発生場所について、当該運送の区域別にある全ての事故所を記載している自家用自動車について記載すること。
- 全国の数については、管轄を受け全ての運送の区域における公共交通用自動車又は指定有償運送について記載すること。
- 自家用有償旅客運送自動車数の欄の()には、軽自動車数を記載すること。
- 運送する旅客の乗車回及び数については、指定都道府県別に係る距離運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条第3号から5号までに掲げる区分ごとの人数を記載すること。
- 輸送人員又は乗送回数については、市町村運営有償運送を行う場合において輸送人員を、運輸用有償運送を行う場合においては運送回数を記載すること。
- 交通事故とは、道路交通法(昭和36年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいふ。
- 重大事故とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条の事故をいふ。

